資料R6-7-1

生活排水対策の見直しについて

1）合併処理浄化槽の仕組み

単独処理浄化槽

し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する浄化槽です。

合併処理浄化槽

し尿（水洗トイレの汚水）と生活雑排水（台所、風呂、洗濯、洗面などトイレ以外から出る汚水）の両方をあわせて処理する浄化槽です。
合併処理浄化槽で処理した水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）が20mg／L以下と、下水道の終末処理施設と同様です。

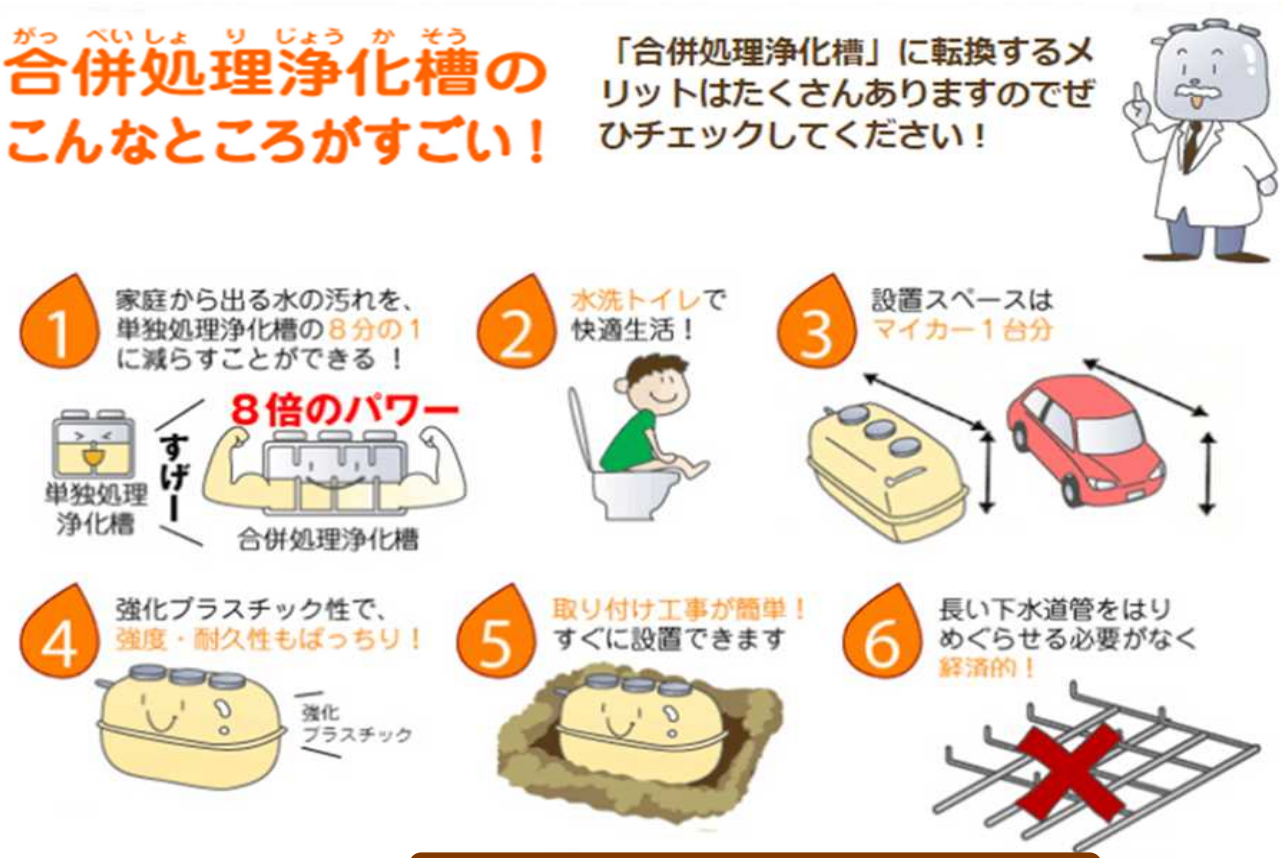

資料出典：環境省HP

単独処理浄化槽は、環境に対して大きな負荷を与えていることから、合併処理浄化槽への転換を進めているところであり、市町村によっては、転換にかかる費用の一部を補助しているところもあるので、あなたのまちでは、どのような補助制度が設けられているか、調べてみてくださいね

生活排水対策の見直しについて

2）公共下水道と合併処理浄化槽の比較（設置に伴う費用）

➢現在、単独浄化槽又は汲み取り槽をご使用の方が、

公共下水道に接続する場合	**合併処理浄化槽**に切り替える場合
下水道事業受益者負担金 ＠480円×敷地面積（㎡） **10万円程度** 【計算例】 平均的な1戸建て（敷地60坪程度を想定） ＠480円×200㎡＝96,000円 ※市街化調整区域の自己居住用住宅の場合 ＠480円×1,000㎡＝480,000円	**合併処理浄化槽の購入及び設置工事の自己負担額** ※国設置基準額の1割程度 **10万円程度** 【計算例】 5人槽の場合 978,000円×0.1≒98,000円 ※9割の880,000円は補助金として切り替えを行う方に交付 **公共下水道とほぼ同等の自己負担** （注）現在、新築に伴う設置は補助金の対象外

資料 R6-7-2

米子市からのお知らせ

補助金増額！

令和８年度まで

くみ取り・単独処理浄化槽をお使いの皆さま

合併処理浄化槽で排水をきれいに

合併処理浄化槽にすると、くみ取り便所は、水洗便所にできます。
合併処理浄化槽に替えることで、トイレ以外の生活排水（台所、洗たく、風呂など）もきれいに処理され、環境に優しい暮らしにつながります。

＜補助の条件＞　くみ取り槽、単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に付け替えること
（新築は対象外です。）

＜補　助　額 ＞　１基当たりの補助限度額

浄化槽の大きさ	補助金額	（参考）平成 30 年度
５人槽	880, 000 円	351,000 円
７人槽	1, 070, 000 円	441,000 円
１０～５０人槽	1, 500, 000 円	588,000 円

【浄化槽の大きさの決定について】（住宅の場合の原則）
延床面積１６５㎡未満…５人槽
延床面積１６５㎡以上…７人槽
台所と風呂が２カ所以上の２世帯住宅…１０人槽

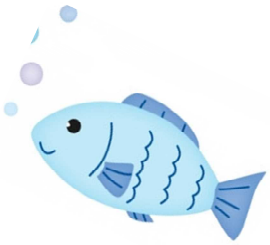

■補助対象経費
合併処理浄化槽の本体購入費及び設置工事費
■対象建物
住宅、アパート、事務所、事業所など
■主な対象地域
葭津、大崎、大篠津町、和田町、富益町、夜見町
■補助件数　　令和５年度　１００基
（令和８年度まで毎年度１００基予定）
■受付期間：令和５年度分　令和６年２月末日まで（予算額に達した時点で終了します。）
※工事は３月３１日までに完了する必要があります。

★よくあるご質問★
Q　工事費はどれくらいかかりますか
A　設置場所の状況などで異なります。浄化槽の設置工事費のほか、敷地内の配管整備費用が必要となります。費用については、浄化槽設置工事店、工務店等で見積書をとってご確認ください。

■お問い合わせ■
米子市役所　下水道部下水道営業課（米子市内町 172-1）
電話　0859-34-1387　　FAX 0859-34-7515

資料R6-7-3

生活排水対策に関する住民からの主な要望等

	要望項目	要望の内容
1	合併処理浄化槽への切替え費用の補助	令和9年度以降も切替えにかかる費用に対する補助制度の継続を希望（国に対しても制度の継続を要望してほしい）。 転換希望者は漏れなく補助を受けられるような制度を希望。
2	合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助	モデルケースで公共下水道と合併処理浄化槽で年18,000円程度の差が生じるのは不公平であるため、それに対する補助を希望。 ブロア費用など諸経費がかかることも認識してほしい。
3	修繕費・更新費に対する補助 （合併処理浄化槽→合併処理浄化槽の入れ替えなど）	合併処理浄化槽を設置してもいずれ老朽化するので、修繕費や更新に対する補助を希望。
4	新築時における浄化槽設置補助	新築の場合も合併処理浄化槽の設置に対する補助を希望。
5	宅内配管工事費、既存浄化槽撤去費補助制度	大きな個人負担を要する場合があり、設置に伴い発生する費用に対する補助を希望。
6	合併処理浄化槽への切替えに伴う費用への融資あっせん	宅内配管工事費などに対する補助金だけでは賄えない個人の負担部分もあることから、融資あっせんを希望。
7	浄化槽の放流先の排水路整備	弓浜地区は地形的に水路勾配が緩く、排水先が無い箇所もあるので大雨時には宅地排水（汚水、雨水）の放流等の排水不良が発生しており、衛生的に不安なので、その解消に向けた対策を行うべきである。
8	現在の汲み取り槽又は単独処理浄化槽の継続使用	世帯員が高齢者のみであること、または資金の観点から、今後も現在の汲み取りトイレや単独処理浄化槽をそのまま使用したい。
9	法定検査の効率化	保守点検業者及び清掃業者に依頼し、合併処理浄化槽の保守点検や清掃をしているが、放流水の水質検査は別途、指定検査機関に依頼しなければならないため、検査手続きの手間や別途料金がかかり、使用者にとって負担であり、より効率的な仕組みに変えてほしい。
10	公共浄化槽制度の導入	浄化槽の設置及び維持管理費用について、公共下水道と同等の負担となるようにし、維持管理を行政が行う公共浄化槽制度を導入して欲しい。

浄化槽及び汲み取り槽の基数（弓浜5地区）

※R6.3.31末時点（非住宅除く、休止及び不明分除く、公共下水道区域を含む）

種別	基数
合併処理浄化槽	2,575　※うち、補助金を活用して設置1,558基
単独槽	1,768
汲み取り槽	1,076　※戸別訪問対象基数

資料R6-7-4

個人設置(公共関与）型浄化槽（米子市モデル案）

【支援策】

〇合併処理浄化槽への切替え設置補助（実施済み）
〇宅内配管及び既存槽撤去費用への補助（検討中）
〇新築に伴う合併処理浄化槽設置補助（検討中）
〇維持管理の一括契約によるトータルコスト削減及び事務手続きの簡素化（検討中）
〇維持管理費の補助（検討中）
〇修繕費・更新費の補助(検討中）

【期待される効果】

〇公共下水道使用者との負担の公平性
〇公共関与による安心感の醸成
〇支援に係る事業の持続性の確保